

第73期定時株主総会招集ご通知に際しての 法令および定款に基づくインターネット開示事項

■ 会社の新株予約権等に関する事項	・・・	1ページ
■ 会計監査人に関する事項	・・・	2ページ
■ 業務の適正を確保するための体制整備および 当該体制の運用状況に関する事項	・・・	3～7ページ
■ 連結株主資本等変動計算書	・・・	8ページ
■ 連結注記表	・・・	9～17ページ
■ 株主資本等変動計算書	・・・	18ページ
■ 個別注記表	・・・	19～23ページ

I D E C 株式会社

「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制整備および当該体制の運用状況に関する事項」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://jp.idec.com>）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

発行決議の日	2019年6月14日
新株予約権の数	395個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	39,500株
新株予約権の行使時の払込金額	2,094円
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使期間	2021年7月1日～2023年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額および資本組入額	発行価額 2,094円 資本組入額 1,047円
新株予約権の行使の条件	(注1)(注2)
当社従業員への交付状況	33名 345個 (34,500株)
当社子会社の役員および従業員への交付状況	4名 50個 (5,000株)

- (注) 1. 権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、執行役員および従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。
2. その他の条件については、当社と割当対象者との間で締結する「第17回新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 会計監査人の報酬等の額

区分	内容	金額
①	当社が支払うべき報酬等の額（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項の業務に係る報酬等の額）	40 百万円
②	当社および当社の連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

3 非監査業務の内容

連結決算業務効率化に関するアドバイザリー業務等を委託し、対価を支払っております。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性・信頼性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員である取締役全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

業務の適正を確保するための体制整備および当該体制の運用状況に関する事項

(1) 当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コーポレートガバナンス	<p>①当社は、積極的に社外取締役を任用し、取締役の業務の執行に対しての取締役会における監督機能の強化を図る。</p> <p>②企業目標および経営理念に基づいた企業価値の向上を実現するために、「IDEC コーポレートガバナンス・ポリシー」を定め、それに従いコーポレートガバナンスの強化を推進する。</p>
コンプライアンス	<p>①企業倫理・コンプライアンスに関する基本姿勢を示した「IDEC 行動基準」を定め、取締役および使用人はその内容を遵守すべく、周知徹底を図り、運用を行う。</p> <p>②企業倫理相談および内部通報のための窓口を社内外に設置し、職場での法令違反行為、社内規程違反行為、企業倫理に反する行為、嫌がらせ行為などに関する従業員の相談および通報を広く受け付ける。相談および通報の内容は当社の代表取締役社長を委員長とする「CSR 委員会」傘下の「リスクマネジメント委員会」にて審議し、法令、定款、企業倫理等に沿って対策および解決を図る。</p> <p>③取締役および使用人に対し、法務担当部署から、コンプライアンスおよび法令等に関する定期的な情報の提供を行い、またコンプライアンスに関する教育・啓発活動も定期的に行う。</p> <p>④その他取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する社内規程・運用等を定期的に見直し、整備する。</p>

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報の保存・管理体制	株主総会に関する文書、取締役会その他重要な会議に関する文書、稟議書、契約書、その他取締役が職務の執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）について、文書管理規程、稟議規程、秘密情報管理規程、情報セキュリティポリシー基本規程等の社内規程に従った保存、管理を行う。
------------	--

(3) 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント体制	<p>①当社および当社グループ会社における危機をあらかじめ回避するとともに、万一危機が発生した場合にもその被害を最小限に抑制することを目的とした「危機管理規程」を制定し、運用を行う。</p> <p>②「危機管理規程」に従い、当社の取締役会の承認のもとで当社の代表取締役社長を委員長とした「CSR 委員会」の傘下に「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社および当社グループ会社の平常時の危機管理および危機発生時の対応を行う。</p> <p>③「リスクマネジメント委員会」では危機発生時の対応を行うほか、平常時にはIDEC グループ全体でのリスクを洗い出し評価するとともにリスク低減に向けた取り組みを実施する。また、同委員会内に設けた「コンプライアンス部会」において内部通報の対応やコンプライアンス強化のための施策を実施する。これらの取組内容は、定期的開催される「CSR 委員会」にて報告し、同委員会から取締役会に報告を行う。</p>
安否確認および復旧体制	災害等の発生に備え、生命の安全確保・安否確認体制を整備するとともに、重要業務の継続・中断した場合でもその早期復旧を目指した体制作りを推進する。

(4) 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行と監督の分離	当社は、意思決定と取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の実務執行状況の監督を取締役会が行うことにより、業務執行と監督の分離を実現する。さらに、代表取締役社長が議長を務める経営会議を設け、事前審議を行うとともに、取締役会からの権限委譲範囲内において意思決定を行い、取締役会の機能を強化し経営効率の向上を図る。
職務権限・監査	当社および当社グループ会社の取締役および使用人において、各職位の職務および責任権限ならびに各組織単位の業務分掌について定めた「職務権限規程」「関係会社管理規程」を制定し効率的経営を行うとともに、それに従った職務・責任体制で業務が行われているかどうか、定期的に監査を行う。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ会社管理・報告体制	①当社と当社グループ会社が相互に協力し、ともに繁栄を図るために必要な事項および関係会社に対する管理、指導、育成上の基本的な事項を定めた「関係会社管理規程」を制定し、運用を行う。 ②当社は、「関係会社管理規程」に従い、当社グループ会社に対してその業績状況、決算状況などについて、定期的・継続的に当社へ報告させるものとする。 ③海外グループ会社の役員および使用人において当社のコンプライアンスに関する基本的な姿勢について理解させるために、「IDEC 行動基準」の理念等を主要言語に翻訳することにより、グローバルベースで、その内容の周知を図る。
グループ会社監査	当社グループ会社内だけでなく、当社の内部監査室をはじめとする関係部門から当社グループ会社へのモニタリング、監査を強化することにより、当社グループ会社における適正な業務の運営を維持する。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性	当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切な体制を整える。財務報告に係る内部統制システムのグループ全体としての整備・充実にあたっては「財務報告に係る内部統制方針書」を制定し、グループ全体レベルでの推進体制を明確にするとともに、各部門・各グループ会社での自己点検および内部監査室による独立的なモニタリングを継続的に実施する枠組みを構築する。
-----------------	---

(7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会スタッフ	監査等委員会の職務を補助すべき使用人の配置の必要が生じた場合、または監査等委員会の求めがあった場合には、監査等委員会と協議のうえ専任または兼任する使用人を監査等委員会スタッフとして配置を行うものとし、当該使用人は監査等委員会スタッフ業務に関し監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。また、当該使用人の人事については、任命、異動、評価、賃金等の問題も含め、監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定するものとし、執行部門からの独立性を確保する。
-------------------	---

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

報告体制	<p>①当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が職務執行の状況について、監査等委員会に定期的に報告を行い、特に会社の重要事項については、その都度報告を行う。また、監査等委員会は当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し、必要に応じて随時報告を求めることができるものとしており、今後、監査がさらに実効的に行うことができるよう、各関係部門の協力体制の整備を図る。</p> <p>②当社は、前号に従い監査等委員会への報告を行った当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。</p>
費用等負担	<p>当社は、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。</p>
重要会議への出席等	<p>業務執行取締役は、監査等委員である取締役が、当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）との定期的な意見交換や経営会議等の重要会議へ出席できる環境を整備する。</p>

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備に関する体制

反社会的勢力に対する取り組み	<p>市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力および団体とは、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とし、「IDEC 行動基準」において正しく公正な企業であり続けることを宣言している。</p> <p>また、「危機管理規程」において、反社会的勢力を『危機』として明確に定義づけ、危機発生の防止と発生時の迅速な対応を図るとともに、日常より情報収集を行い「不法勢力対応マニュアル」等を策定して、警察当局、弁護士等と連携して、不当要求に備えることとしている。</p>
-----------------------	---

当社グループは内部統制システムの整備・運用を進めており、当事業年度における運用状況は下記のとおりであります。

(1) コーポレートガバナンスに関する体制

- ・ 当社は積極的に社外役員を任用しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務の執行に対しての取締役会における監督機能の強化を実現させております。なお、当事業年度末においては、社外取締役は6名（うち女性1名）任用しており、取締役会の透明性の向上と監督機能のさらなる強化、社外役員の多様化を推進するとともに、取締役会等において、経営の監督および積極的な助言をいただきました。
- ・ 取締役会における業務執行機能の強化のため、社外取締役1名を業務執行取締役へ役割変更を行い、グローバルベースで制御機器事業を牽引してきた知見を活かして経営・事業戦略の策定実行支援を担うこととし、中長期的な視点での事業戦略の精度向上および事業拡大を加速させる体制を整えました。
- ・ 当社グループのコーポレートガバナンスに関する考え方や運営方針を定めた「IDEC コーポレートガバナンス・ポリシー」に準拠し、取締役会の実効性評価などコーポレートガバナンスの強化に資する施策に引き続き取り組みました。
- ・ 新たに当社グループに加わった各社との密接なコミュニケーション等を通じて、グループ全体でのコーポレートガバナンスの強化と統合によるシナジーの実現に引き続き取り組みました。

(2)コンプライアンスに関する体制

- ・ 当社グループにおいて、新卒・キャリア採用者やグループ会社社員、また各階層別でのコンプライアンスに関する研修会を開催し、コンプライアンス意識の向上を図りました。さらに、全社員を対象としたハラスメント防止研修も実施いたしました。
- ・ 当社は、法令・社内規程違反、その他社会通念上不正な行為に関する相談・通報を行うための窓口として、グループ会社も対象とした「IDEC ホットライン」を設置しており、その周知活動や経営層との情報共有の強化を目指した受付フローの改善を通じて、引き続きコンプライアンスの実効性向上に努めました。

(3)情報の保存・管理に関する体制

- ・ 当社グループでは、情報の保存・管理に関する社内規程の見直しを適宜行っており、引き続き関連規程の改正要否について検討いたしました。
- ・ 管理職向けに情報管理に関する研修会を実施し、情報管理に対する意識の向上を図りました。

(4)危機管理に関する体制

- ・ 当社グループにおける危機を回避または最小限に抑えるため、「リスクマネジメント委員会」を定期的に開催するとともに、CSR 委員会でもその内容を報告し、危機管理状況のモニタリングや早期対応等を図りました。
- ・ 社員とその家族の状況を迅速に把握するため「安否確認システム」を導入しており、その使用方法について引き続き周知したほか、定期的な運用テストを実施いたしました。
- ・ 当社グループを取り巻くリスクを評価し、優先的なリスクとその対応策に関する一連のプロセスを整備するなど、危機管理体制のさらなる強化に取り組みました。
- ・ 危機発生時においても柔軟に業務に対応できるよう、在宅勤務・時差出勤制度を拡充し、それにとまなうインフラの整備を行うなど、危機発生時の事業継続に備えました。

(5)効率的な職務執行が行われるための体制

- ・ 取締役会においては社外役員を交えた活発的な意見交換がなされており、当事業年度においては6回開催いたしました。また、経営会議の構成員を増員し、効率的な業務執行が担えるよう整備いたしました。
- ・ 当社および当社グループの取締役、執行役員および使用人の責任権限等を定めた「職務権限規程」、「関係会社管理規程」および「稟議規程」を制定しており、当事業年度においても、組織体制に合わせた各規程の変更を行いました。

(6)当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社とそのグループ会社が相互に協力し繁栄を図るため「関係会社管理規程」を制定しており、同規程に基づき、グループ会社から当社に対し、その業績状況等の報告を行いました。また、当社内部監査室等の関係部門からグループ会社へのモニタリング・監査を適宜実施いたしました。
- ・ グループ全体で「One IDEC」として行動していくため、企業目標等の既存理念を進化させた「The IDEC Way」を新たに制定し、グローバルベースでの周知活動に引き続き取り組みました。

(7)財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 財務報告の信頼性等を確保するため、内部統制の運用状況を評価いたしました。

(8)監査等委員の実効的な監査を確保するための体制

- ・ 当事業年度において監査等委員会は10回開催し、監査等委員である取締役は、内部統制システムの整備および運用状況、ならびに各部門・事業所等とそのグループ会社における往査の結果等を確認したほか、取締役会等の重要会議で積極的に意見を述べました。また、監査等委員である取締役は会計監査人および当社内部監査室と連携し、実効的な監査を行うことができる体制を確保いたしました。
- ・ 従来より監査等委員である取締役の職務を補助するスタッフを配置しており、引き続き監査等委員である取締役の実効的な監査体制を確保いたしました。

(9)反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 当社は、公正な企業であり続けることを宣言しており、研修会等を通じて定期的に社員に対して周知いたしました。
- ・ 日常より全社を挙げて反社会的勢力の動向に関する情報収集等を行い、継続して不当要求に備えた体制を確保いたしました。

連結株主資本等変動計算書

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計
当期首残高	10,056	9,222	25,262	△277	44,264
会計方針の変更による 累積的影響額			△22		△22
会計方針の変更を反映した 当期首残高	10,056	9,222	25,239	△277	44,241
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,441		△1,441
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,006		3,006
自己株式の取得				△3,042	△3,042
自己株式の処分		△2		10	8
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	△2	1,564	△3,032	△1,469
当期末残高	10,056	9,219	26,804	△3,309	42,771

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	418	844	△17	1,245	34	45,544
会計方針の変更による 累積的影響額						△22
会計方針の変更を反映した 当期首残高	418	844	△17	1,245	34	45,521
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				-		△1,441
親会社株主に帰属する 当期純利益				-		3,006
自己株式の取得				-		△3,042
自己株式の処分				-		8
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	△151	△1,146	6	△1,291	29	△1,262
連結会計年度中の変動額合計	△151	△1,146	6	△1,291	29	△2,732
当期末残高	266	△302	△10	△46	63	42,788

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は次の 38 社であります。

- ① IDEC システムズ&コントロールズ株式会社
- ② IDEC ロジスティクスサービス株式会社
- ③ IDEC AUTO-ID SOLUTIONS 株式会社
- ④ IDEC ファクトリーソリューションズ株式会社
- ⑤ 株式会社ウエルキャット
- ⑥ IDEC CORPORATION
- ⑦ IDEC Environmental Solutions LLC
- ⑧ IDEC Australia Pty. Ltd.
- ⑨ IDEC IZUMI ASIA PTE LTD.
- ⑩ IDEC ASIA (THAILAND) CO., LTD.
- ⑪ IDEC CONTROLS INDIA PRIVATE LIMITED
- ⑫ 台湾愛徳克股份有限公司
- ⑬ 台湾和泉電気股份有限公司
- ⑭ 台湾科奈徳股份有限公司
- ⑮ 蘇州和泉電気有限公司
- ⑯ IDEC HONG KONG CO., LTD.
- ⑰ IDEC IZUMI (H. K.) CO., LTD.
- ⑱ 愛徳克電気貿易（上海）有限公司
- ⑲ 和泉電気自動化制御（深圳）有限公司
- ⑳ 和泉電気（北京）有限公司
- ㉑ 愛徳克電子科技（上海）有限公司
- ㉒ 太倉科奈徳電気有限公司
- ㉓ MMI Technologies
- ㉔ IHM Technologies
- ㉕ APEM SAS
- ㉖ Contact Technologies Ltd UK
- ㉗ APEM Components Ltd
- ㉘ MEC Aps
- ㉙ APEM Inc
- ㉚ APEM AB
- ㉛ APEM GmbH
- ㉜ APEM Benelux
- ㉝ APEM BV

③④ APEM Italia Srl

③⑤ SACEMA

③⑥ SAMELEC

③⑦ APEM Wujin Electronics Co. Ltd

③⑧ APEM Ltd

上記のうち、IDEC CONTROLS INDIA PRIVATE LIMITEDについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度において連結子会社でありました、東京センサを吸収合併しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数は次の1社であります。

佐用・IDEC有限責任事業組合

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち台湾科奈徳股份有限公司、蘇州和泉電気有限公司、愛徳克電気貿易（上海）有限公司、和泉電気自動化控制（深圳）有限公司、和泉電気（北京）有限公司、愛徳克電子科技（上海）有限公司、太倉科奈徳電気有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたって、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。また、APEMグループ16社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理しており、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

(ロ) たな卸資産

主として総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(ハ) デリバティブ取引

時価法

②重要な減価償却資産の減価償却方法

(イ) 有形固定資産（リース資産および使用権資産を除く）

主として定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8年～39年
機械装置及び運搬具	2年～15年
工具器具及び備品	2年～17年

(ロ) 無形固定資産（リース資産および使用権資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(ニ) 使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(ハ) 製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、発生可能性を勘案し、補修に必要な見積り額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12年～15年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

のれんはその効果が発現すると見積もられる期間（4年～20年）で均等償却しております。

⑦消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理について、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

IFRS第16号「リース」

一部の海外子会社において、当連結会計年度より、国際財務報告基準第16号「リース」（以下、IFRS第16号という。）を適用しております。これにより、借手のリース取引については、原則すべてのリースについて使用権資産及びリース債務を認識するとともに、使用権資産の減価償却とリース債務に係る支払利息を計上しております。

IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従って、リース債務は、適用開始日現在の借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しており、使用権資産はリース債務と同額を計上する方法を採用しております。

本基準の適用に伴い、当連結会計年度における連結貸借対照表は、有形固定資産の「使用権資産（純額）」が1,033百万円、流動負債の「リース債務」及び固定負債の「リース債務」の合計が1,054百万円それぞれ増加しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

ASC第606号「顧客との契約から生じる収益」

一部の海外子会社において、当連結会計年度より、「顧客との契約から生じる収益」（ASC第606号）を適用しております。

これにより、約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。本基準の適用にあたっては、経過措置として認められている本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用し、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

なお、この変更による当連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

31,428百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
兵庫県福崎町	生産設備	機械装置	3百万円
米国ハワイ州	農業関連資産	建物等	61百万円

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピング方法として、工場その他の事業用施設等については、継続して収支を把握している単位かつ独立したキャッシュ・フローを生み出す単位で、遊休資産については、当該資産単独で区分する方法を採用しております。

生産設備については、遊休状態にあり、今後も使用する見込みがないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額については、正味売却価額を使用しており、売却が困難であるためゼロとしております。

農業関連資産については、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスであり、その事業用施設等の回収可能性が認められないため、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額については、正味売却価額を使用しており、売却が困難であるためゼロとしております。

(2) 事業所移転損失

事業所移転損失は、蘇州工場について、事業所移転に伴い処分を予定している資産に対して 48 百万円を計上しております。

(3) 子会社再編損

子会社再編損は、中国子会社の事業再編に伴い、これに関連する経済補償金 85 百万円を計上しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 33,224,485 株

(2) 当連結会計年度末の自己株式数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	322,373	1,624,757	6,500	1,940,630

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、自己株式の買取りによる増加1,624,500株、単元未満株式の買取りによる増加257株

減少数の内訳は、ストックオプション権利行使による減少6,500株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	658	20	2019年3月31日	2019年5月28日
2019年11月1日 取締役会	普通株式	783	25	2019年9月30日	2019年12月2日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月22日 取締役会	普通株式	782	25	2020年3月31日	2020年6月8日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

発行決議の日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
2016年7月1日	普通株式	10,500株
2017年10月13日	普通株式	50,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、与信管理規程に基づきリスク低減を図っております。外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、将来の為替変動リスクを回避するため、為替予約取引等を利用してしております。

また、投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携に関連する株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、全て1年以内の支払期日であります。また、外貨建ての営業債務は、為替リスクに晒されていますが、恒常的に同じ通貨単位の売掛金残高の範囲内にあります。

デリバティブ取引については、通常の取引の範囲内で外貨建ての債権債務に係る将来の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引等を利用してしております。また、当社の為替予約取引等の契約先はいずれも信用度の高い国内の銀行であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。なお、デリバティブ取引は、トップマネジメント会議で決定された方針にもとづき担当役員が統括し、経理部が取引の実行及び管理を行っており、取引の都度その実施状況を社長に報告することとしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
① 現金及び預金	13,993	13,993	—
② 受取手形及び売掛金	9,598	9,598	—
③ 有価証券及び投資有価証券	1,881	1,881	—
資産計	25,472	25,472	—
① 支払手形及び買掛金	(3,005)	(3,005)	—
② 電子記録債務	(1,682)	(1,682)	—
③ 短期借入金	(6,860)	(6,860)	—
④ 1年内返済予定の長期借入金 及び長期借入金	(20,833)	(20,834)	0
負債計	(32,381)	(32,382)	0
デリバティブ取引	403	403	—
デリバティブ取引計	403	403	—

(*) 負債に計上されているものについては () で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格によっており、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

①支払手形及び買掛金、②電子記録債務、並びに③短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

変動金利によるものの時価は、帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	通貨スワップ	6,910	5,801	403	403

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	109

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローが約定されておらず時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,365円73銭

※1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結貸借対照表上の純資産額 42,788百万円

新株予約権 63百万円

1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の期末株式数 31,283,855株

(2) 1株当たり当期純利益 95円19銭

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の当期純利益 3,006百万円

普通株主に帰属しない金額 一百万円

普通株式に係る当期純利益 3,006百万円

普通株式の期中平均株式数 31,583,608株

株主資本等変動計算書

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合		
当 期 首 残 高	10,056	5,000	4,125	9,125	533	13,604	14,137	△277	33,041
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当				-		△1,441	△1,441		△1,441
当 期 純 利 益				-		2,724	2,724		2,724
自 己 株 式 の 取 得				-			-	△3,042	△3,042
自 己 株 式 の 処 分			△2	△2			-	10	8
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				-	-	-	-		-
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	△2	△2	-	1,283	1,283	△3,032	△1,751
当 期 末 残 高	10,056	5,000	4,122	9,122	533	14,887	15,420	△3,309	31,290

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	171	171	34	33,247
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		-		△1,441
当 期 純 利 益		-		2,724
自 己 株 式 の 取 得		-		△3,042
自 己 株 式 の 処 分		-		8
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△73	△73	29	△43
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△73	△73	29	△1,795
当 期 末 残 高	98	98	63	31,452

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理しており、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(3) デリバティブ取引の評価方法

時価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産除く)

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～39年
構築物	10年～32年
機械及び装置	7年～15年
車両運搬具	4年～6年
工具器具及び備品	2年～17年

②無形固定資産(リース資産除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

④のれん

のれんはその効果が発現すると見込まれる期間(5年)で均等償却しております。

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（11年～15年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

(6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 20,039 百万円

(2) 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

長期金銭債権	144 百万円
短期金銭債権	2,753 百万円
長期金銭債務	18 百万円
短期金銭債務	774 百万円

(3) 保証債務

IDE Cファクトリーソリューションズ株式会社	400 百万円
株式会社ウエルキャット	160 百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	6,468 百万円
仕入高	4,385 百万円
その他の営業取引	861 百万円
営業取引以外の取引	1,524 百万円

(2) 減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
兵庫県福崎町	生産設備	機械装置	3 百万円

当社は、固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピング方法として、遊休資産については、当該資産単独で区分する方法を採用しております。

生産設備については、遊休状態にあり、今後も使用する見込みがないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額については、正味売却価額を使用しており、売却が困難であるためゼロとしております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数

普通株式	1,940,630 株
------	-------------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
未払事業税	27 百万円
たな卸資産	96 百万円
貸倒引当金	29 百万円
有形固定資産	161 百万円
投資有価証券	14 百万円
関係会社株式	38 百万円
未払費用	281 百万円
製品保証引当金	73 百万円
退職給付引当金	275 百万円
資産除去債務	53 百万円
その他	110 百万円
繰延税金資産小計	1,162 百万円
評価性引当額	△115 百万円
繰延税金資産合計	1,046 百万円
(繰延税金負債)	
固定資産圧縮積立金	234 百万円
資産除去債務に対応する除去費用	1 百万円
その他有価証券評価差額金	21 百万円
繰延税金負債合計	258 百万円
差引：繰延税金資産純額	788 百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	名称	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	MMI Technologies	3,970	持株会社	100.0%	資金の貸付	資金の 回収	1,045	関係会社 短期貸付金	957
						利息の 受取※1	140	関係会社 長期貸付金	4,905
子会社	IDEC CORPORATION	733	制御機器 の販売	100.0%	当社製品の 販売 役員兼任 2名	製品の 販売※2	2,780	売掛金	832
						配当金の 受取※3	321		
子会社	IDEC HONG KONG., LTD.	305	制御機器 の生産	100.0%	当社製品の 生産	配当金の 受取※3	378	その他 流動資産	—
関連 会社	佐用・IDEC 有 限責任事業組 合	300	太陽光発 電事業・ 農業事業	50.0%	資金の貸付 組員兼任 1名	資金の 回収	60	関係会社 短期貸付金	60
						利息の 受取※1	1	関係会社 長期貸付金	226

※1 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

※2 製品の販売については、市場価格等を勘案して決定しております。

※3 配当金の受取金額については、剰余金の分配可能額を基礎とし、合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,003円36銭

※1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

貸借対照表上の純資産額 31,452百万円

新株予約権 63百万円

1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の期末株式数 31,283,855株

(2) 1株当たり当期純利益 86円27銭

※1 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益 2,724百万円

普通株主に帰属しない金額 一百万円

普通株式に係る当期純利益 2,724百万円

普通株式の期中平均株式数 31,583,608株